

平成 21年 6月 17日現在

研究種目： 基盤研究(C)
 研究期間： 2005～2008
 課題番号： 17530057
 研究課題名(和文) 触法少年の扱いに関する新たな法的枠組みについての研究
 研究課題名(英文) A Study on the new legal framework for the treatment of juvenile delinquents under the age of 14.

研究代表者

山口 直也(YAMAGUCHI NAOYA)
 神戸学院大学・大学院実務法学研究科・教授
 研究者番号：20298392

研究成果の概要：

本研究は、子どもの権利論の観点からその法的問題点を分析するとともに、よりよい法的枠組み、処遇のあり方をもとめて、アメリカ合衆国の法と実務を模範として比較法研究を行った。その結果、わが国で言う触法少年については、適正手続保障の観点からすると児童福祉手続ではなく、少年司法手続で扱うことの方が、当該少年の成長発達の簡単からも少年自身の納得を得られやすいこと、処遇においては、民営施設による教育プログラムの利用が重要であると結論づけた。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2005年度	900,000	0	900,000
2006年度	800,000	0	800,000
2007年度	800,000	240,000	1,040,000
2008年度	700,000	210,000	910,000
年度			
総計	3,200,000	450,000	3,650,000

研究分野：少年法

科研費の分科・細目：刑事法学・少年法

キーワード： 触法少年、 適正手続、 アメリカ少年法、 民営矯正施設

1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初は、低年齢少年による重大非行(殺人、犯行当時11歳)を契機に、そのような触法少年は児童福祉の対象から外して、家庭裁判所における司法手続で扱い、保護処分として少年院に送致、収容することの是非が立法課題として議論されていた。

そこで本研究では、すでにこのような低年齢重大非行事例に対応してきているアメリカ合衆国の法と実務を参考にして、わが国のあるべき法的枠組みを探ることを目的として研究を開始した。

もっとも、研究途中で、上記の立法が成立したので、研究の最終段階では、少年院とい

う矯正施設に収容される低年齢非行少年の処遇に関して何が最善であるかを、民間プログラムを採用しているアメリカの例を参考にして検討することになった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、触法少年の法的扱いに関する新しい枠組みを構築するために、(1)わが国の触法少年、特に重大な刑罰法令違反行為を行った者の扱いの法的問題点を検討し、そのうえで、(2)適正手続保障の先進国であるアメリカにおける同少年の司法・矯正における扱いの現状を分析し、そして、(3)わが国のあるべき法的枠組みを提示することである。

3. 研究の方法

(1)わが国の触法少年(重大な刑罰法令違反行為を行った者の扱い)の法的問題点の検討

この問題点については、すでに2004年第2次改正少年法によって、以下の(a)~(c)のとおり改正された(また、2009年6月現在では、すでに実務による運用が開始されているが、該当する事例はごく限られている)。

本研究では、主として、立法の過程を分析して、改正法の内容の問題点を析出した。

(a)警察の調査権限の明確化と付与(少年法6条の2~4)

<目的>14歳未満の触法少年による事例についての調査権限の法的根拠を明確にし、特に強制捜査が行えることを明確にする。それによって、証拠収集を適正に行うための手続を整備する。

<問題点>・何のための事案解明か?(a.国民の納得 治安の安定(警)、b.少年の納得 健全な成長(児相・裁)) 成長発達権の観点からはbが妥当ではないか?

・呼び出し、質問が現在の任意取調べのような形態で行われる場合に、子どもをサポートする大人の存在なくしては成長発達権は保障されないのではないか?

・憲法35条を基盤で支える成長発達権の観点から、触法少年のプライバシー権を考える必要があるのではないか?格段の配慮が必要ではないか?子どもを取り巻く大人との健全な関係の破壊に繋がらないか(不信感を増大させないか)?

(b)「重大」事件の原則家裁送致(少年法6条の5、6)

<目的>故意により人を死亡させた罪、死刑・無期若しくは短期2年以上の懲役・禁錮にあたるような罪にあたる行為をした触法少年の事例は、非行事実を認定した上で適切な保護を施す必要性が高いと考えられることから、送致を受けた児童福祉機関は原則として児福法27条1項4号によって家庭裁判所に送致する。

<問題点>・重大事件というだけで原則家裁送致(→→保護処分:少年院収容)することは、非行の原因をさぐって主体的立ち直りをはかるうえで問題が大きい(厳罰的対応に過ぎない)。

・14歳未満の子どもの非行は特に家庭環境の問題に起因することが大きいので、司法・矯正教育ではなく、社会福祉・児童福祉の対応が先決である(治安、被害者対応の問題を克服したところに戦後の児童福祉の発展があったことを銘記すべきである)。

・重大事件であればこそ、子どもの成長発達権を十分に保障しなければならない。

(c)14歳未満の少年の少年院収容(少年法24条1項但し書き、少年院法2条)

<目的>14歳未満であっても、凶悪な事件を起こしたり、悪質な非行を繰り返すなど、深刻な問題をかかえる少年については、早期に矯正教育を授けることが、その健全な育成を図る上で必要かつ相当と認められる場合がある。

<問題点>・現在の少年院処遇は懲罰的色彩が強く、子どもの成長発達保障(健全な人間関係の構築)には不向きである(对被収容少年、対教官、対家族、対地域社会上、問題がある)。

・14歳未満の子どもの処遇に対するノウハウは少年院にはないので、施設内での子どもの意見表明を十分に受け止めることができるかどうかは疑問である。

(2)アメリカにおける重大非行触法少年の司法・矯正における扱いの現状を分析

この問題点については、アメリカ合衆国における扱いを調査するための準備活動(アンケート調査)と実際の現地調査活動(ユタ州、カリフォルニア州)を中心に行った。

のアンケート調査については、(a)刑事未成年の非行少年の扱いはどの機関が管轄権をもつのか、(b)同少年に対して警察は調査権限を有するのか、(c)弁護人は特別の弁護士が担うのか、(d)審判(あるいは聴聞)における特別の扱いとしてどのようなものがあるか、(e)選択される処分にはどのようなものがあるか、(f)収容される施設ではどのような処遇がおこなわれているのかの項目について質問票を作成して、2カ年にわたって、アメリカ東部(ペンシルバニア州、)アメリカ西部(カリフォルニア州、ユタ州)、アメリカ南部(ジョージア州、フロリダ州)、アメリカ北部(ミネソタ州)の各少年司法専門家(少年裁判官、弁護士、検察官、ロースクール教授、少年司法専門官、プロベーションオフィサー等)にアンケート調査を行った。結果は以下の通りである。

(a)刑事裁判所に移送する一定の年齢制限を設けているので、その年齢(多くは10歳以上)に満たない場合は、例え重罪を行ったとしても、児童福祉機関によって対応することになる(施設収容は基本的に許されない)。もっとも、年齢制限を設けていないペンシルバニア州、フロリダ州などでは、刑事裁判所に送致して刑罰を科すことが可能であり、その際には成人刑務所に収容することになる。

(b)すべての州において、警察は基本的に警察権限を有しているので、いかなる少年に対しても、犯罪を行ったと疑われる場合には、逮捕、捜査、裁判所の令状に基づく捜索・差押えを行うことができる。但し、身

柄の拘束は、法の定める時間を超えて行うことはできない（警察留置は6時間程度が限界とされている）。

(c)すべての州において、少年事件専門の弁護士が少年の弁護を担当することになっている（無償である）。

(d)年齢によって扱いが異なる。（10歳（一般的刑事責任年齢）の場合）：一般の少年犯罪事件として警察による捜査が行われた後に、インテイク・オフィサーを経て、検察により犯罪として立件されることになる。一般の少年事件として少年（家庭）裁判所に係属する。州によって年齢制限が異なるものの、少年（家庭）裁判所の判断で刑事裁判所へ移送して、刑事事件として扱うことが可能である。（7歳（理論的刑事責任年齢の下限）の場合）：全米的にも例がきわめて少ないので理論的説明の域を出ないが、おそらく、原則として、社会福祉機関に送致されて、社会福祉機関の処分に付される場合が多いであろうとされている。

(e)各州においては、わが国の保護処分に対応する少年矯正施設収容、プロベーションが中心である。なお、混合量刑制度（Blended Sentencing）を取り入れるのが一種のトレンドになっているので、一定の重罪を行った少年については、18歳の成人まで少年院に収容して、その後、数十年の刑務所収容を科すという事後的解決が行われている。

(f)収容については、主として州、郡の矯正職員があたっているが、教育については、地元の教育委員会から派遣される教師が担当している。また、性非行、粗暴非行、薬物非行などについては、民間団体が開発した回復プログラムなどを採り入れて、被収容少年の特性に応じた処遇が行われている。

の現地調査活動は、アメリカ合衆国西部を中心に行った。対象とした州は、伝統的保護的少年司法制度が残るユタ州と厳罰的対応をとっているカリフォルニア州の2州である。

報告者は、2005年7月には、ユタ州ソルトレイクシティを訪問して、少年裁判所、少年拘置施設（ソルトレイク・ディテンションセンター）、少年院（ワサッチ・ユースセンター）等の少年司法関連施設を調査した。調査結果は以下の通りである。

ユタ州では、原則として10歳未満の少年については刑事責任を問わないことになっているので、たとえ9歳の少年が重罪を犯したとしても社会福祉機関で扱われることになる。もっとも、捜査（調査）段階において警察が一定の捜査活動を行うことは許容される（警察の権限はすべての年齢の子どもにおよぶことになっている）。したがって逮捕も可能と言うことになる。いずれにしても、10歳未満の場合は、原則として社会福祉機関で事実調査等が行われて、児童福祉施設収容等各種の処

分が選択されて執行されることになる（この点についてはわが国の児童相談所が行う措置を変わらない）。もっとも、コモンローが優先して、少年裁判所に送致され、少年法上の処分を受けるみちも残されている。なお、10歳以上の場合は、刑事責任が問えることになるので、少年法上の処分選択（ワサッチユースセンター収容）が可能となる、場合によっては、刑事裁判所に移送して刑罰を科すことも可能である（その場合には、成人刑務所に収容される）。

また、2006年～2008年には、カリフォルニア州サンフランシスコ市、ロサンゼルス市を訪問して、少年裁判所、少年拘置施設（Juvenile Hall）、少年院等の少年司法関連施設を調査した（カリフォルニア州は広大であるため調査は3カ年にわたった）。

カリフォルニア州では、少年についての刑事責任は特に明文をもって規定していない。したがって、例えば、9歳の少年が重罪を犯した場合であれば、少年裁判所が管轄権を有することになり、少年院に送致することが可能である。もちろん、捜査（調査）段階において警察が一定の捜査活動を行うことは許容される（警察の権限はすべての年齢の子どもにおよぶことになっている）し、逮捕も可能である。なお、14歳以上の場合は、刑事裁判所に移送して公開の刑事裁判に付すことが可能になっている。有罪となれば、成人刑務所に収容されることになる。

このようにカリフォルニア州では少年が成人刑務所に収容される場合があることとの関係で、2008年度には、低年齢を含む少年の効果的教育的処遇の実践に向けた刑事・少年矯正施設民営化の動向を検討の対象とした。

4. 研究成果

(1)まず触法少年の事実認定手続・処分決定手続については、行政手続ではなく、司法手続の中で対象となる少年の適正手続を保障しつつ行うことが、子どもの人権保障という観点か妥当であることを確認した。そこで、わが国においては、未だ一部の触法少年を除いて、行政手続の中で行われている同手続を司法手続に移行することが肝要であると結論づけた。

(2)次に、処遇（教育的処分）の実際についてであるが、わが国では多くの触法少年が地方自治体の運営する児童福祉施設で教育を受けている。自治体レベルの福祉施設が当該処遇を行うこと自体は、対象となる少年の帰住先、親・保護者とのつながりの確保、学校・地域とのつながりの確保等を考えると妥当かつ重要なシステムであると考えられる。これはアメリカ

合衆国各州のあり方ともほぼ同一である。ただし、教育的処遇のソフトの部分では、わが国では自治体規模の格差もあり、必ずしも子どもの成長に有益なものが提供されているとばかりは言えない実態がある。

(3)そこで今後の展望として、わが国でもすでに成人刑事矯正施設で始まっている民間資源の活用(PFI刑務所)の是非を検討した。なぜなら、そこでの成果があがっているとすれば、触法少年施設での精神的・医療的ケア、親子関係回復、学校教育等に活用できると考えたからである。このような民間矯正(刑事・少年)施設がアメリカ合衆国では当たり前になっていることを考えると、今後のわが国の触法少年処遇のあり方を模索するうえでも重要な示唆を与えてくれるものと考ええる。なお、民間施設はアメリカ合衆国でその問題点が指摘されている被収容者に対する人権侵害に留意して、責任ある公的機関が運営をしっかりとモニタリングしていくことが肝要であることを指摘しておきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

山口直也、「矯正施設民営化の現状と課題」『矯正講座(龍谷大学)』、24号、109頁-135頁、2004年3月(査読無し)

山口直也、「刑事施設に関する日本版PFI構想の問題点」『龍谷大学矯正・保護センター・研究年報』、2号、24頁-40頁、2005年7月(査読無し)

山口直也「テキサス州少年法の史的展開と現代的課題」『山梨学院大学法科大学院・山梨学院ロージャーナル』、1号、117頁-154頁、2005年8月(査読無し)

山口直也「少年犯罪は商売になるのか?」『山梨学院大学法科大学院・山梨学院ロージャーナル』、1号、277頁-291頁、2005年8月(査読無し)

山口直也「少年司法における民営化と国際法」『山梨学院大学法科大学院・山梨学院ロージャーナル』、2号、108頁-121頁、2007年7月(査読無し)

山口直也「刑事施設民営化の比較法的検討 米英豪独仏を対象として」『刑法雑誌』、48巻3号、151頁-163頁、2009年4月(査読無し)

〔学会発表〕(計1件)

山口直也「刑事施設民営化の比較法的検討 米英豪独仏を対象として」、日本刑法学会第86回大会、2008年5月17日、神戸国際会議場

〔図書〕(計8件)

守山正・後藤弘子編(山口直也共著)、成文堂、ピギナーズ少年法、2005年10月、総頁数399頁、執筆部分112頁-130頁(捜査・予防活動)(少年手続の捜査活動について担当執筆)

山口直也・上田信太郎共著、不磨書房、ケイスメソッド刑事訴訟法、2007年1月、総頁数375頁、執筆部分1頁-55頁、110頁-119頁、324頁-335頁(「総論」「職務質問・所持品検査」「自動車検問」「被告人の証人適格」「択一的認定」)

堀部政男・新倉修他編(山口直也共著)、現代人文社、『刑事司法への市民参加(高窪貞人先生古稀記念論文集)』、2004年5月、総頁数263頁、(執筆論文「少年の司法参加と付添人の役割」)129頁-147頁

斉藤豊治・守屋克彦編(山口直也共著)、成文堂、『少年法の課題と展望<第2巻>』、2006年1月、総頁数334頁、(執筆論文「アメリカ少年司法の最近の動向」)1頁-11頁

斉藤豊治・守屋克彦編(山口直也共著)、成文堂、『少年法の課題と展望<第2巻>』、2006年1月、総頁数334頁、(執筆論文「国際準則と少年法改正」)216頁-228頁

福岡弁護士会子どもの権利委員会(山口直也共著)、商事法務、『少年身柄事件全件付添人制度の実証的研究』、2006年12月、総頁数477頁、(執筆論文「アメリカ少年法の現状と弁護人の役割」)438頁-475頁

刑事立法研究会編(山口直也共著)、現代人文社、『刑務所民営化のゆくえ 日本版PFI刑務所をめぐる』、2008年1月、総頁数278頁、(執筆論文「施設の基本構造と処遇上の問題点」)107頁-129頁

前田忠弘他編(山口直也共著)、法律文化社、『刑事政策の体系(前野育三先生古稀祝賀論文集)』、2008年4月、総頁数544頁、(執筆論文「わが国において刑事施設民営化は成功するのか」)54頁-74頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

山口 直也(YAMAGUCHI NAOYA)

神戸学院大学・大学院実務法学研究科・教授
研究者番号: 20298392

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし